

麦の国際需給をめぐる事情と 輸入麦の売渡制度について

平成20年11月
総合食料局

目 次

1	我が国の食料自給率は主要先進国の中で最低水準	1
2	世界の穀物需給・価格動向の変化とその構造的要因	2
3	輸出国においても自国内の供給を優先	3
4	世界の小麦貿易の状況	4
5	小麦の流通の概要	5
6	小麦の種類と用途	6
7	輸入麦の売渡制度における相場連動制の導入	7
8	現行の輸入麦の売渡制度	9
9	外国産小麦の輸入方式別輸入数量	12
10	輸入小麦の政府売渡価格について	13
11	物価・家計への影響（試算）	14
12	「生活対策」（20年10月30日決定）	15

1 我が国の食料自給率は主要先進国の中で最低水準

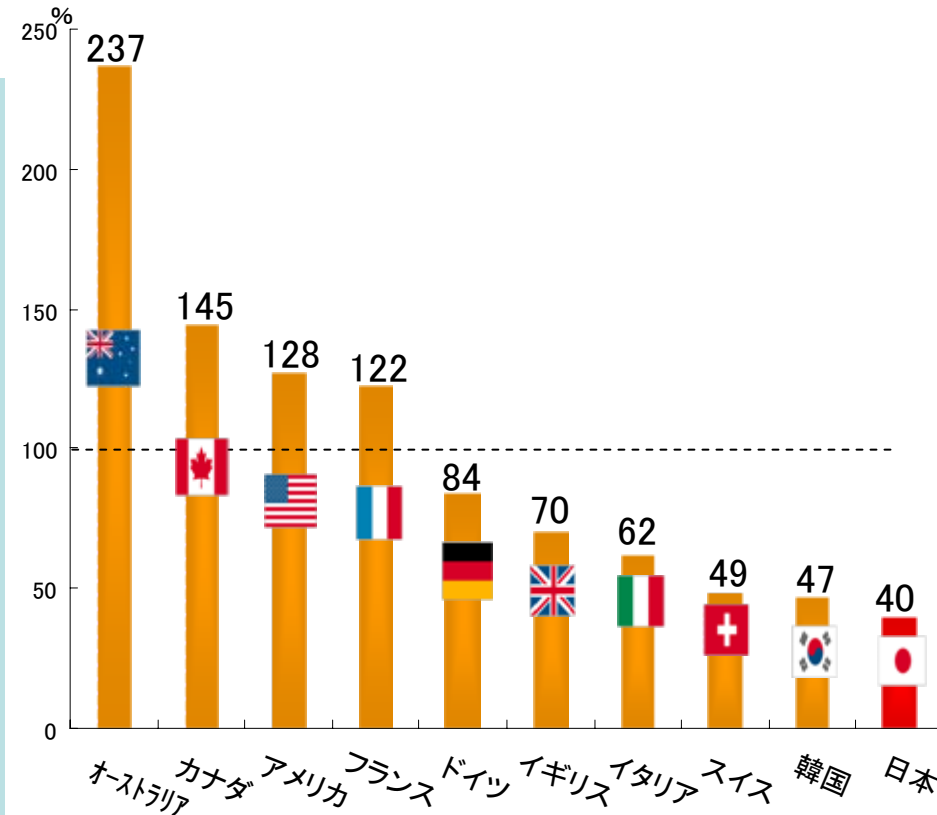
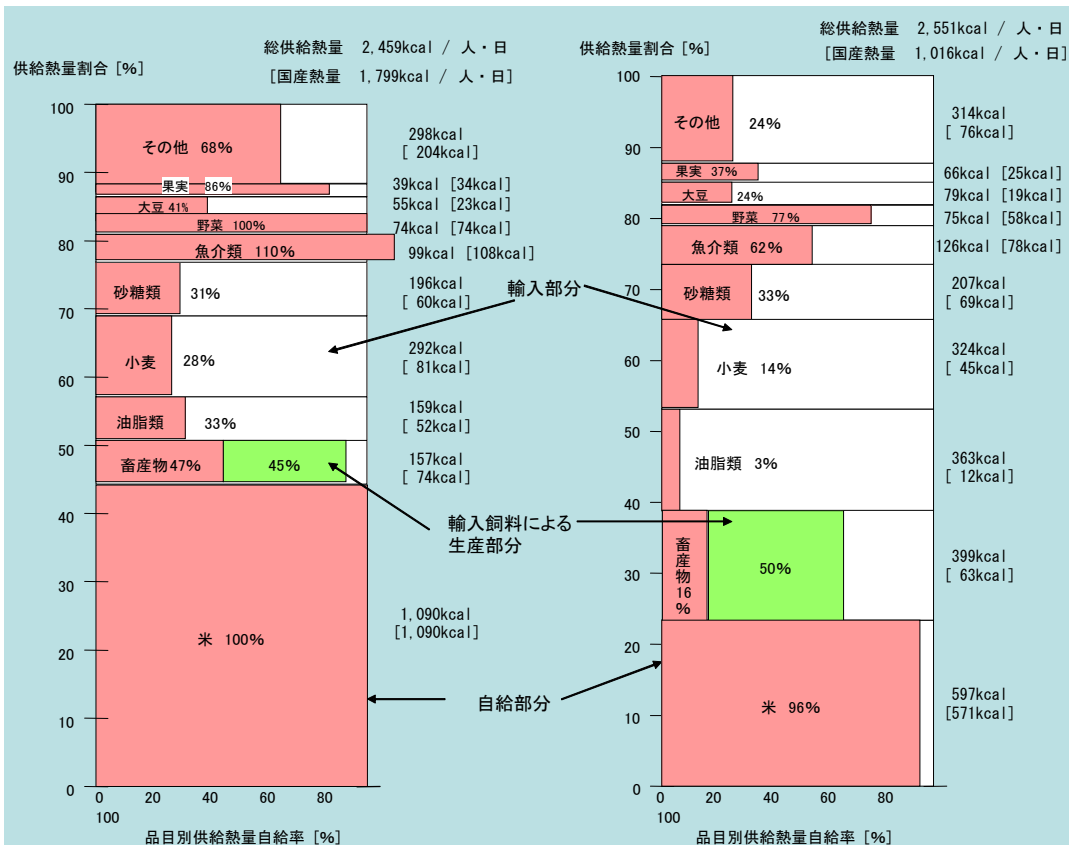
- 我が国の自給率は、食生活の変化により、戦後大きく低下し、現在は40%（カロリーベース）と、主要先進国の中で最低水準となっている。
- 食料供給の相当割合を輸入に依存する以上、国際的な穀物需給、価格動向に関心を持つ必要がある。

○食料自給率（品目別・カロリーベース）と供給熱量構成の変化

○主要先進国の食料自給率

昭和40年度
73%

平成19年度
40%



注：日本以外のその他の国についてはFAO “Food Balance Sheets”等をもとに農林水産省で試算。ただし、韓国については韓国農村経済研究院 “Korean Food Balance Sheet” による。
数値は2003年（日本は2007年度、韓国は2002年）のもの。

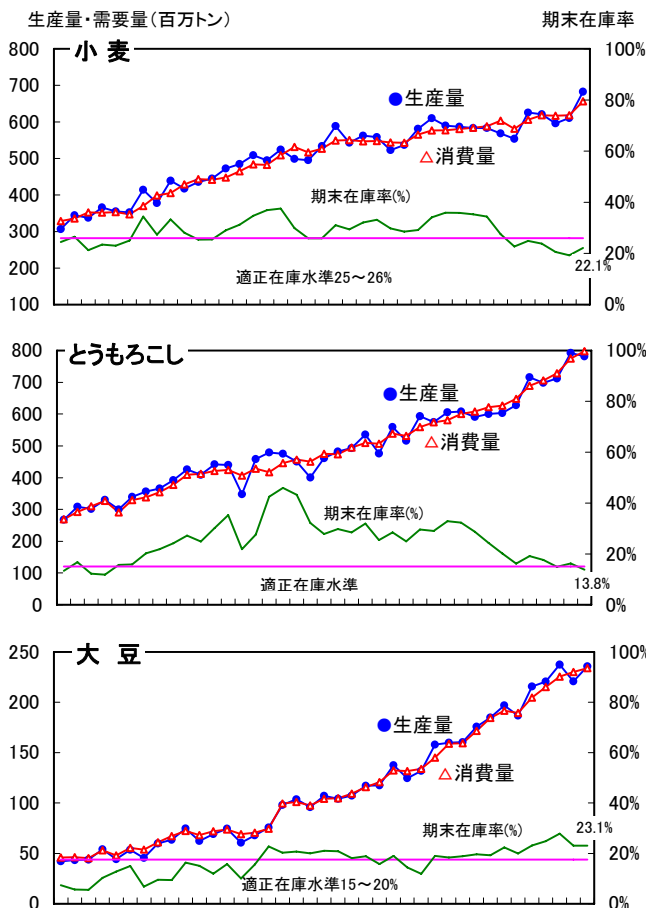
資料：農林水産省「食料需給表」 ※ の箇所が国内自給分

2 世界の穀物需給・価格動向の変化とその構造的要因

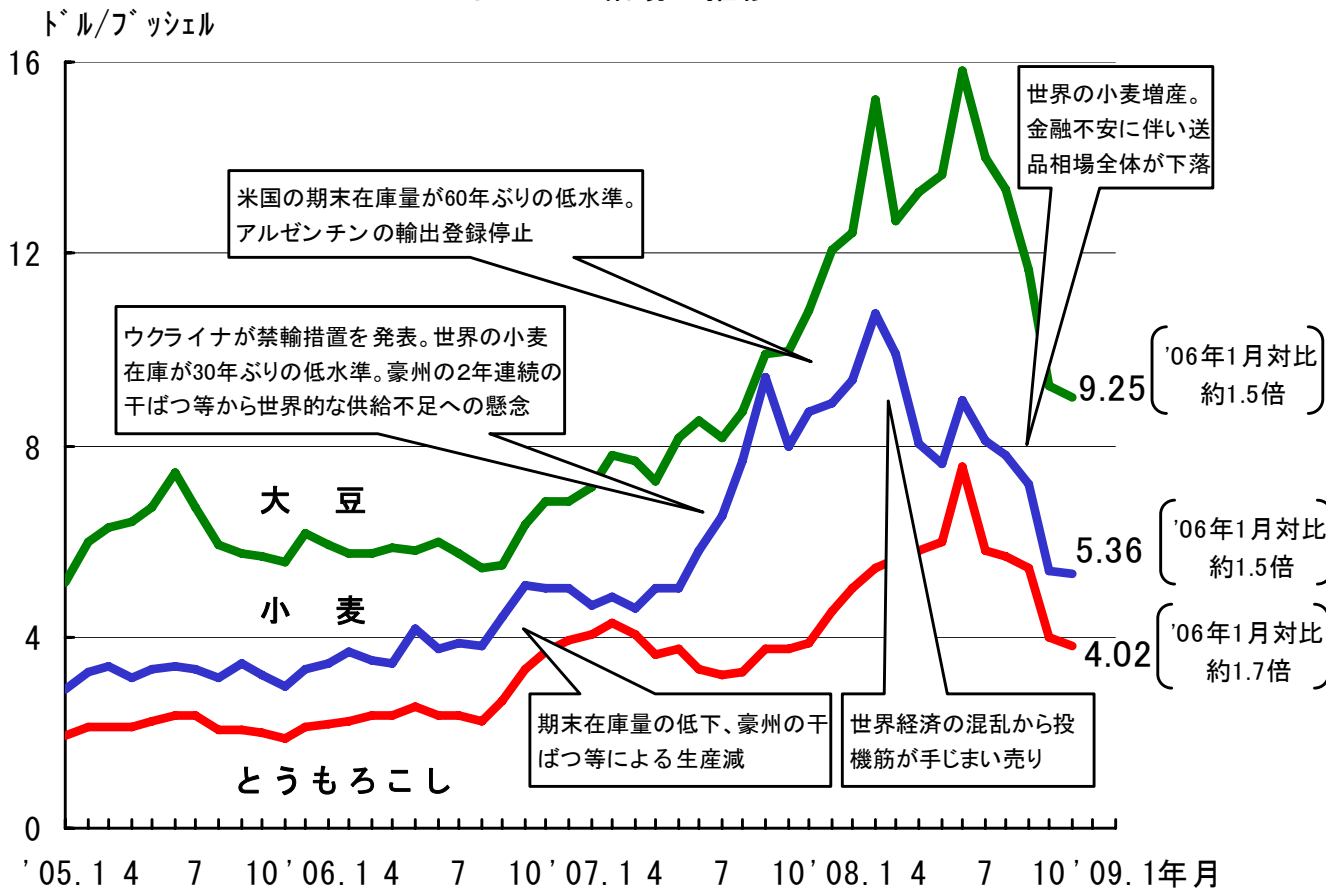
- 小麦、とうもろこし、大豆の国際価格は、在庫率の低下や穀物全体の需要増等の影響により、2006年秋頃から上昇基調で推移している。現在も高騰前より高水準にあり、当面、この水準が続くものと見込まれている。
- その背景には、① 中国やインド等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大、② 世界的なバイオ燃料の原料としての穀物等の需要増大、③ 地球規模の気候変動の影響 といった中長期的に継続する構造的な要因があるものと考えられる。
- また、穀物市場への投機資金の流入が、価格急騰の一因になっているとの見方もある。

○需給の動向

○シカゴ相場の推移



70 72 74 76 78 80 82 84 86 88 90 92 94 96 98 '00'02'04'06'08
資料：米国農務省調べ(2008年11月)
適正在庫水準はFAOによる。
(大豆の数値は日本の貿易関係者の目安。)



資料：シカゴ商品取引所

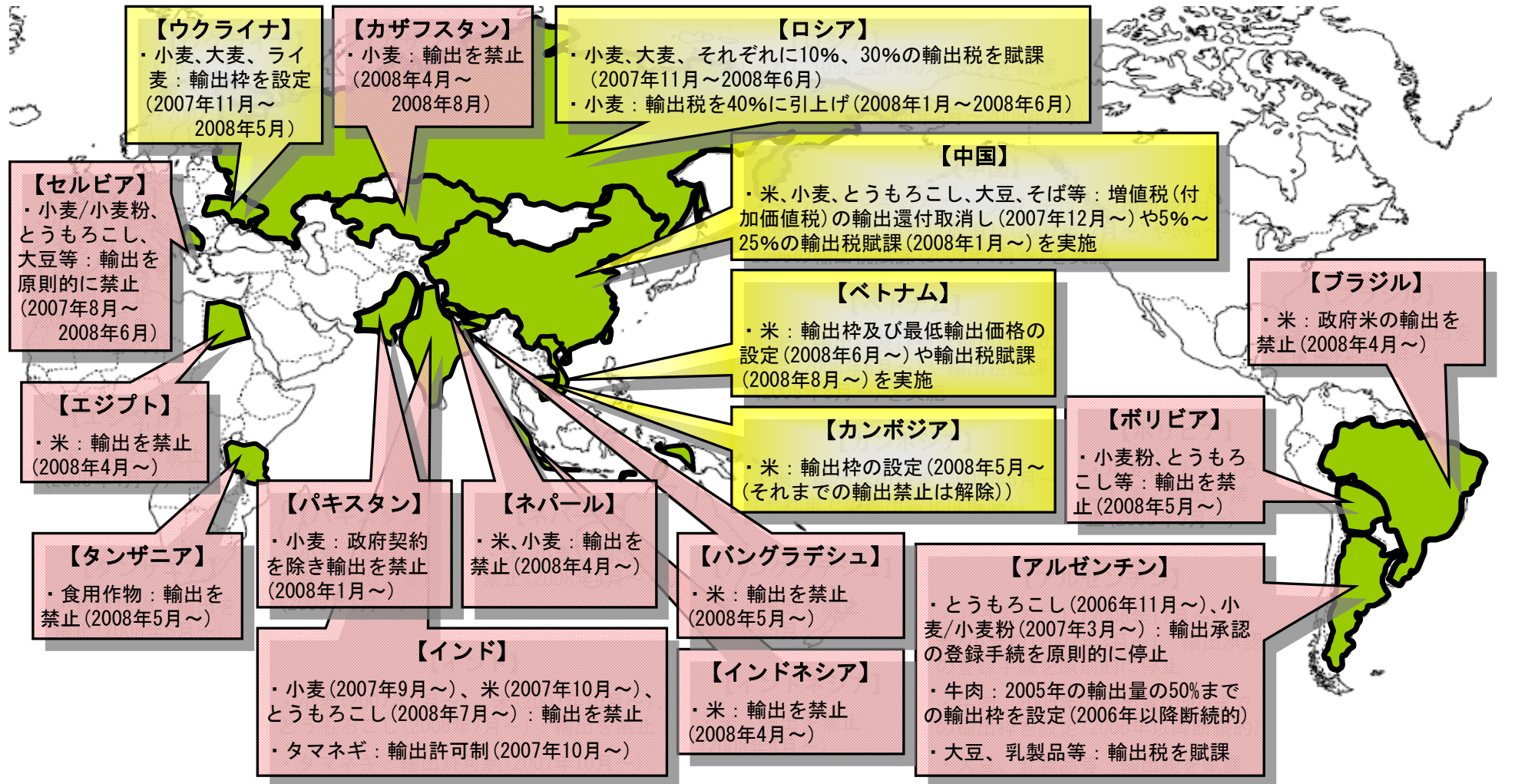
注：価格は、各月最終週末の期近価格('08年11月は、11月18日の価格)

1ブッシェルは、小麦・大豆は約27.2kg、とうもろこしは約25.4kg

3 輸出国においても自国内の供給を優先

- 世界的に食料需給がひっ迫し、農産物の国際価格が高騰すると、輸出国は、自国内の供給確保と価格安定を優先し、輸出制限等を行うこととなる。
- このため、輸入国では、必要な輸入量を安定的に確保することが最重要課題となっている。

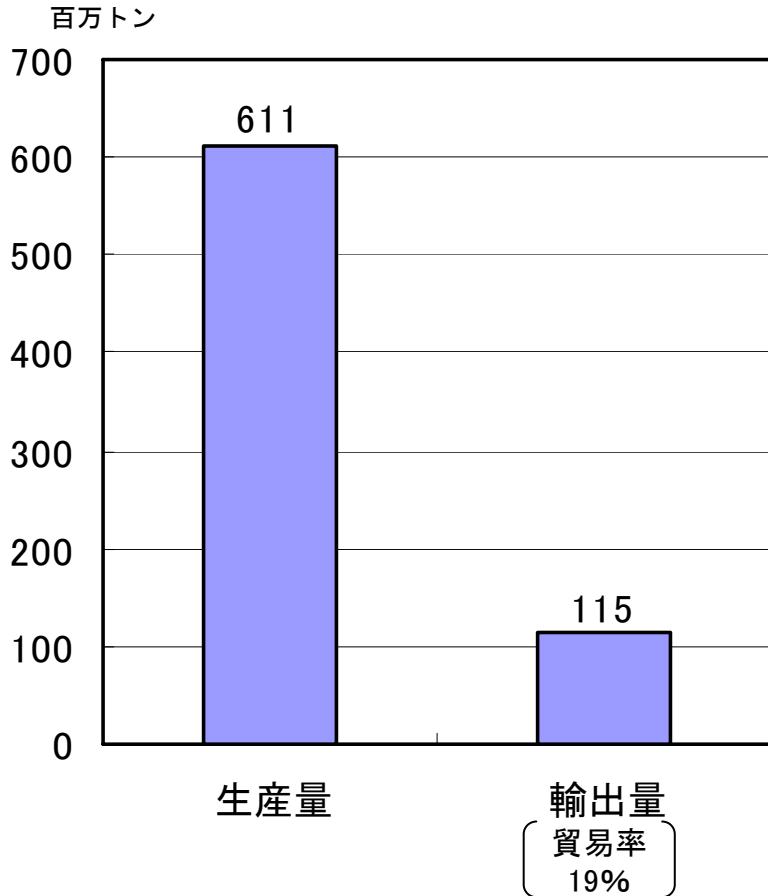
○農産物の輸出規制の現状



4 世界の小麦貿易の状況

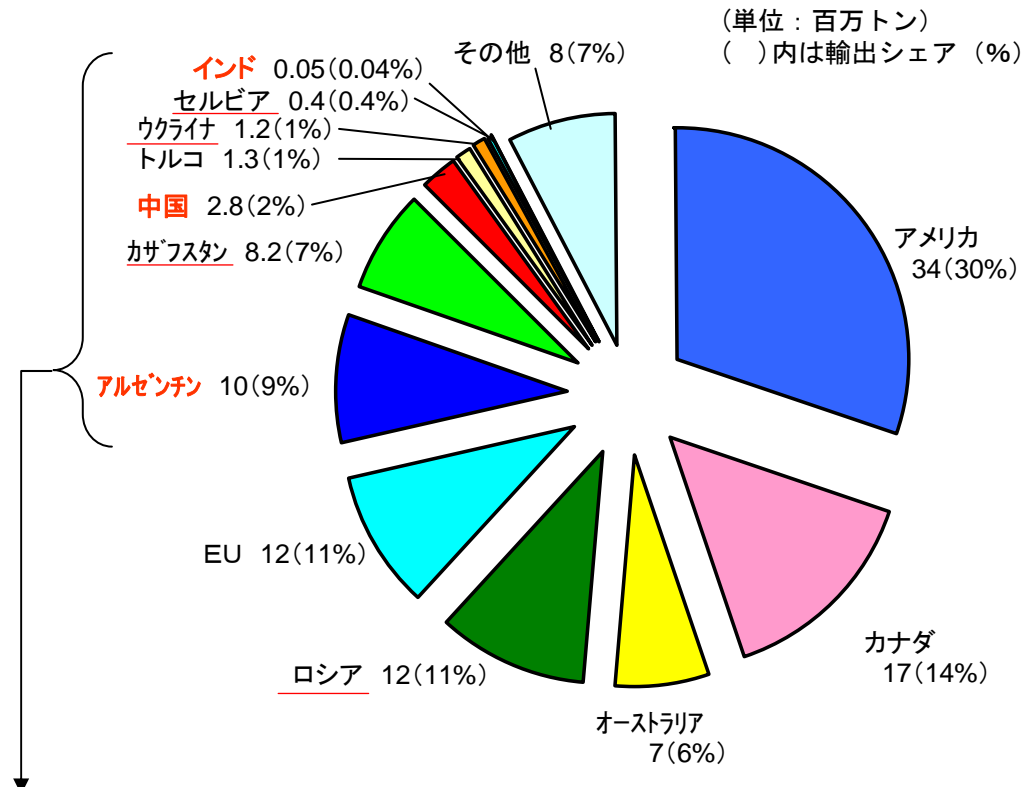
- 小麦の貿易量（輸出量）は、世界の生産量全体の2割程度となっている。
- 輸出量については、上位10カ国が、全体の9割以上のシェアを占めている。また、なんらかの輸出規制を行っている輸出国のシェアは一時3割にも達し、最近になってロシア等の規制解除があったが、現在も約1割強を占めている。

○世界の小麦の生産量と輸出量
(2007/2008年見込)



資料: 米国農務省調べ(2008年11月)

○小麦の国別輸出量
(2007/2008年見込)

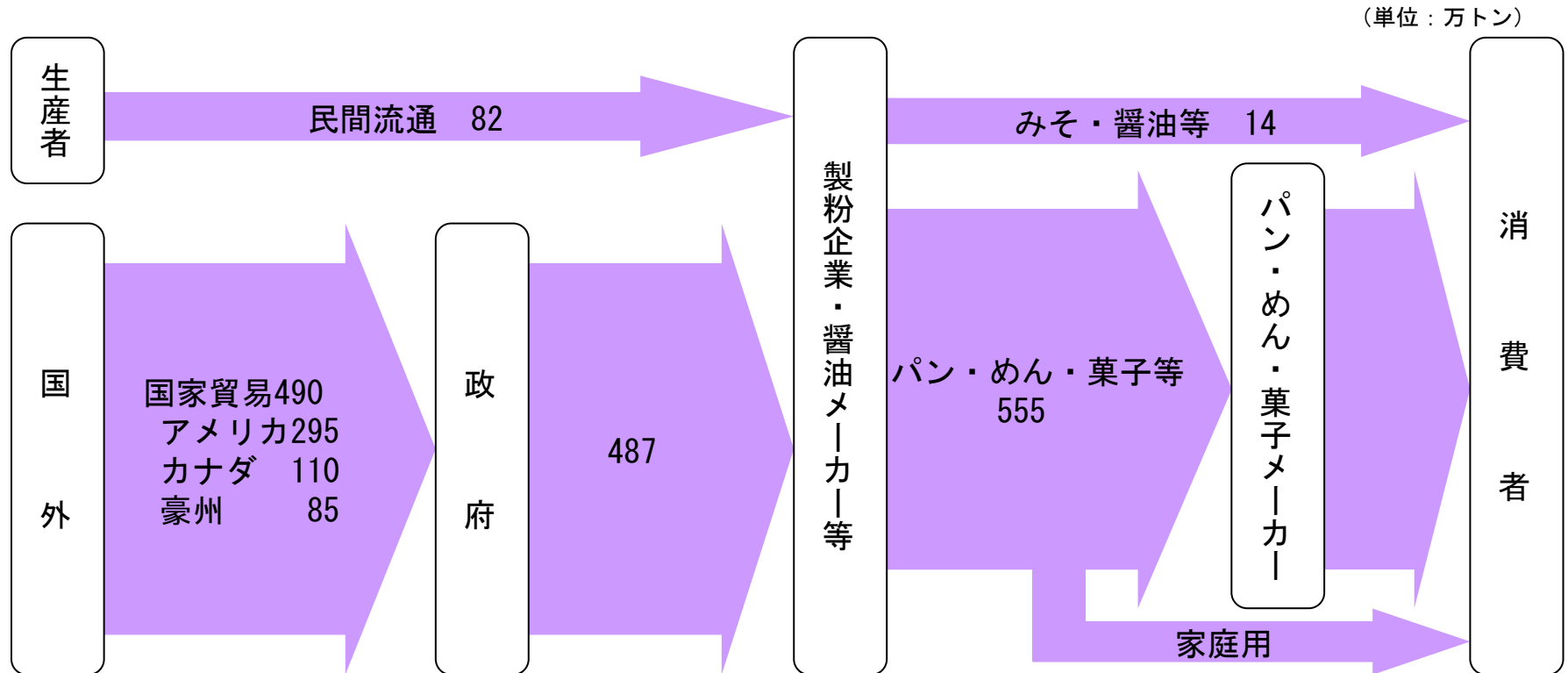


◎ 現在、何らかの輸出規制を行っている国（赤字）の輸出シェア 11%
 ※ロシア、カザフスタン、ウクライナ、セルビアは輸出規制を実施していたが、本年既に規制が解除されている。
 ロシア、カザフスタン等を含めた場合の輸出国シェアは30%

5 小麦の流通の概要

- 麦は需要量の約9割を外国産麦の輸入で賄っている。国内産麦は民間流通により取引されており、外国産麦は政府が国家貿易により一元的に輸入し、需要者に売り渡している。
- また、米とは異なり、最終的にパンやめんとして消費するために、流通過程において各種の加工工程を経ている。





小麦の流通の現状（平成19年度・食糧用）



6 小麦の種類と用途

- 原料として使用される小麦の種類は、小麦粉の種類・用途に応じて異なる。
- 小麦粉の種類はたんぱく質の量によって強力粉（パン用）、準強力粉（中華めん）、中力粉（うどん用）、薄力粉（菓子用）に分類される。

小麦の種類	カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング（1CW）	アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング（DNS）	アメリカ産ハード・レッド・ウィンター（HRW）	オーストラリア産スタンダード・ホワイト（ASW）	アメリカ産ウェスタン・ホワイト（WW）
輸入数量（19年度）	88万トン	126万トン	91万トン	76万トン	77万トン

小麦粉の種類	強力粉	準強力粉	中力粉	薄力粉
主な用途	食パン 	中華めん ギョウザの皮 	うどん 即席めん ビスケット 和菓子 	カステラ ケーキ 和菓子 天ぷら粉 ビスケット 
たんぱく質の含有量	11.5～13.0%	10.5～12.5%	7.5～10.5%	6.5～9.0%

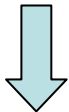
7 輸入麦の売渡制度における相場連動制の導入

新たな麦政策の構築

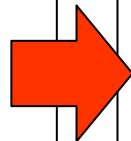
平成16年5月～17年10月
食糧・農業・農村政策審議会
食料分科会食料部会
「麦政策検討小委員会」
において検討(11回開催)

〈主な検討課題〉

- ・国内産麦対策の見直し
(新たな経営安定対策導入への対応、民間流通制度の見直し)
- ・外国産麦の輸入及び売渡し
(輸入麦の売渡制度の見直し、備蓄制度の見直し)
- ・麦加工産業対策の推進 等



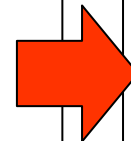
平成17年11月
食糧・農業・農村政策審議会報告
「今後の麦政策のあり方」



平成18年6月
主要食糧の需給及び価格の安定に
関する法律(食糧法)の改正
(19年4月施行)

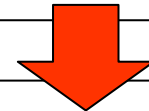
〈改正の概要〉

- 国内産麦の無制限買入制度廃止
- 需給見通しの策定
- 標準売渡価格制度廃止
 - ・相場連動制の導入
- SBS方式の導入

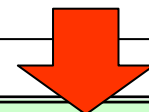


具体的ルール決定

関係業界等と協議の上、
○価格改定回数
○平均買付価格の算定期間
○SBSの対象銘柄
について、農林水産省が決定



平成18年11月
新たな麦の売渡制度について、
・食糧・農業・農村政策審議会
食料分科会食料部会に報告
・プレスリリース、農水省HPにて公表



平成19年4月
相場連動制に移行

- 平成18年6月、新たな経営安定対策の導入に対応するとともに、民間流通を基本とした国内産麦及び輸入麦の需給及び価格の安定を図るため、国内産麦の無制限買入制度を廃止するとともに、政府が需給見通しを策定すること等を内容とした食糧法の改正が行われた。

この中で、輸入麦の売渡しに関しては、次の改正が行われた。

麦の標準売渡価格の廃止

政府が輸入した麦の売渡しについて、年間通じて固定的な価格で行う標準売渡価格制度を廃止し（米穀については先に廃止）、輸入米穀の売渡しと同様、輸入価格の変動を反映した価格で売り渡す仕組みとする。

SBS方式の導入

実需者の多様なニーズに国家貿易の枠内で柔軟に対応できるよう、米穀について既に制度化されているSBS方式を導入する。

8 現行の輸入麦の売渡制度

- 平成19年4月から、輸入麦の政府売渡価格は相場連動制に移行。
- 現行の政府売渡価格の改定ルールは、消費者に対する影響という観点からも、売渡価格が急激に上げ下げしないよう、国際相場の変動の影響を緩和する仕組みとなっている。
- 具体的には、価格改定は当面年2回とするとともに、過去8ヶ月間の平均買付価格をベースに算定することとしており、売渡価格の激変を緩和する効果がある。

○ 価格改定ルール

項 目	内 容
年間価格改定回数	年2回（4月, 10月）
買付価格算定時期	価格改定月の3ヶ月前から遡って8ヶ月

相場連動制の具体的仕組み

- 政府売渡価格は、過去の一定期間における銘柄別の買入価格の平均値に年間固定のマークアップを加えた額により設定。
- 価格設定の透明性を確保するため、政府売渡価格を構成する要素の算出方法をルール化。

(1) 買入価格（買付価格＋港湾諸経費）

① 買付価格

価格改定月の3ヶ月前までの銘柄別の買付価格（毎月公表）の8ヶ月間の加重平均価格とする。

※3ヶ月前：売渡価格の改定内容の周知や製品価格の改定作業等を考慮した準備期間。

※8ヶ月間：価格改定回数の原則である年間3回（一期4ヶ月間）を前提としつつ、季節的な国際相場の変動を移動平均により排除

② 港湾諸経費（港湾経費、安全性確認経費等）

港湾経費、安全性確認経費等の諸費用について、過去の支出実績等を勘案し、年間固定の一律単価として設定する。

※年間固定：港湾諸経費については、輸入数量、輸入港等によって所要額に差が生じるが、政府売渡価格に地域格差が発生することは適切でないことから、年間固定の一律単価とする。

(2) マークアップ（売買差額）

現在、自給率14%となっている国内の麦作農家に対する直接支払い（経営所得安定対策）に充当するほか、保管料及び事務人件費等の政府管理経費を加えた年間固定の単価として設定する。

(3) 価格改定回数

4月、8月及び12月の年間3回の価格改定とする。

※年間3回：価格改定時期と国家貿易の需給計画策定周期とを整合させることにより、安定的な需給関係を確保する。

ただし、円滑な制度移行を図る観点から、当面は、4月及び10月の年間2回の改定とする。

売買同時契約方式(Simultaneous Buy and Sell:SBS)の概要

- SBS方式は、予め需要者及び輸入業者が結びつき、輸入銘柄、輸入港及び輸入時期等を選択でき、多様なニーズに応えられる仕組み（一般輸入では対応できない小ロットの需要にも対応）。

(1) 対象銘柄

【本船輸入※】 豪州産プライム・ハード、デュラム小麦

【コンテナ輸入】 国家貿易対象銘柄以外のもの

※ 用途が概ね限定されており他銘柄との代替関係が比較的低く、かつ、需要量の全量をSBS方式に移行できる銘柄であることを考慮して対象銘柄を指定。

(2) 最低輸入単位

【本船輸入】 1,000トン

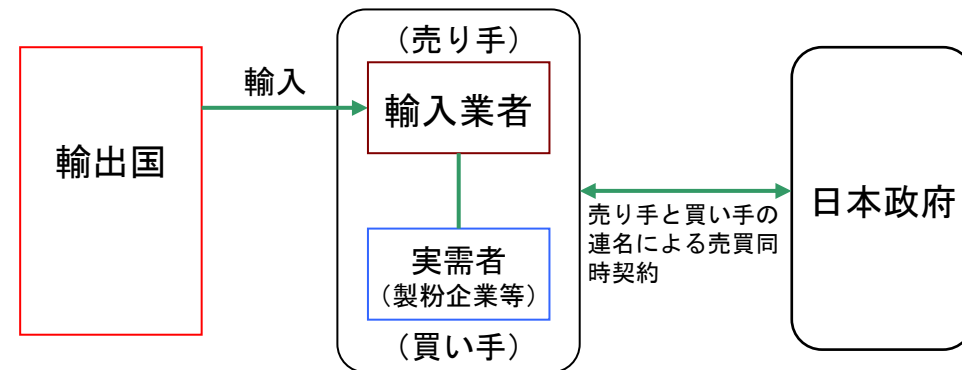
【コンテナ輸入】 100トン

(3) マークアップ（売買差額）

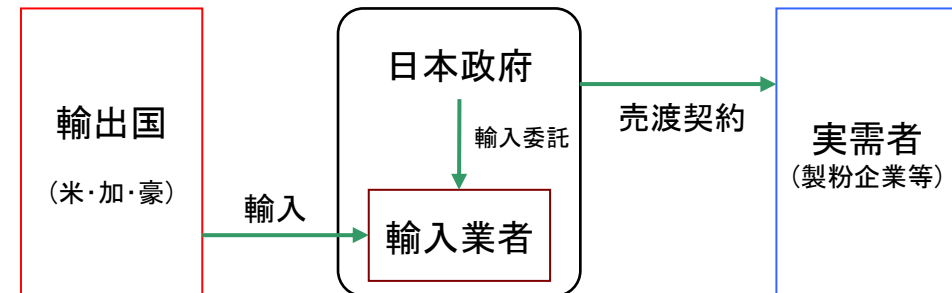
一般の輸入方式に比べて政府の保管期間が短いこと等を踏まえて設定。

○ 売渡方式のイメージ

【SBS方式】



【参考：一般の輸入方式】



9 外国産小麦の輸入方式別輸入数量

(単位:千トン)

年度			平成15年	16	17	18	19
一般輸入	アメリカ	ウエスタン・ホワイト(WW)	571	646	425	426	772
		ハード・レッド・ウィンター(HRW)	1,121	1,046	848	885	909
		(ダーク)ノーザン・スプリング(DNS)	1,168	1,066	1,304	1,414	1,264
	カナダ	ウエスタン・レッド・スプリング(CW)	798	896	919	860	878
	オーストラリア	スタンダード・ホワイト(ASW)	971	881	815	872	761
	計		4,629	4,535	4,311	4,457	4,584
SBS輸入 (19年度から SBSへ移行)	カナダ	デュラム小麦(DRM)	205	196	223	226	217
	オーストラリア	プライム・ハード(PH)	226	249	253	275	87
	計		431	445	476	501	304
合 計			5,060	4,980	4,787	4,958	4,888

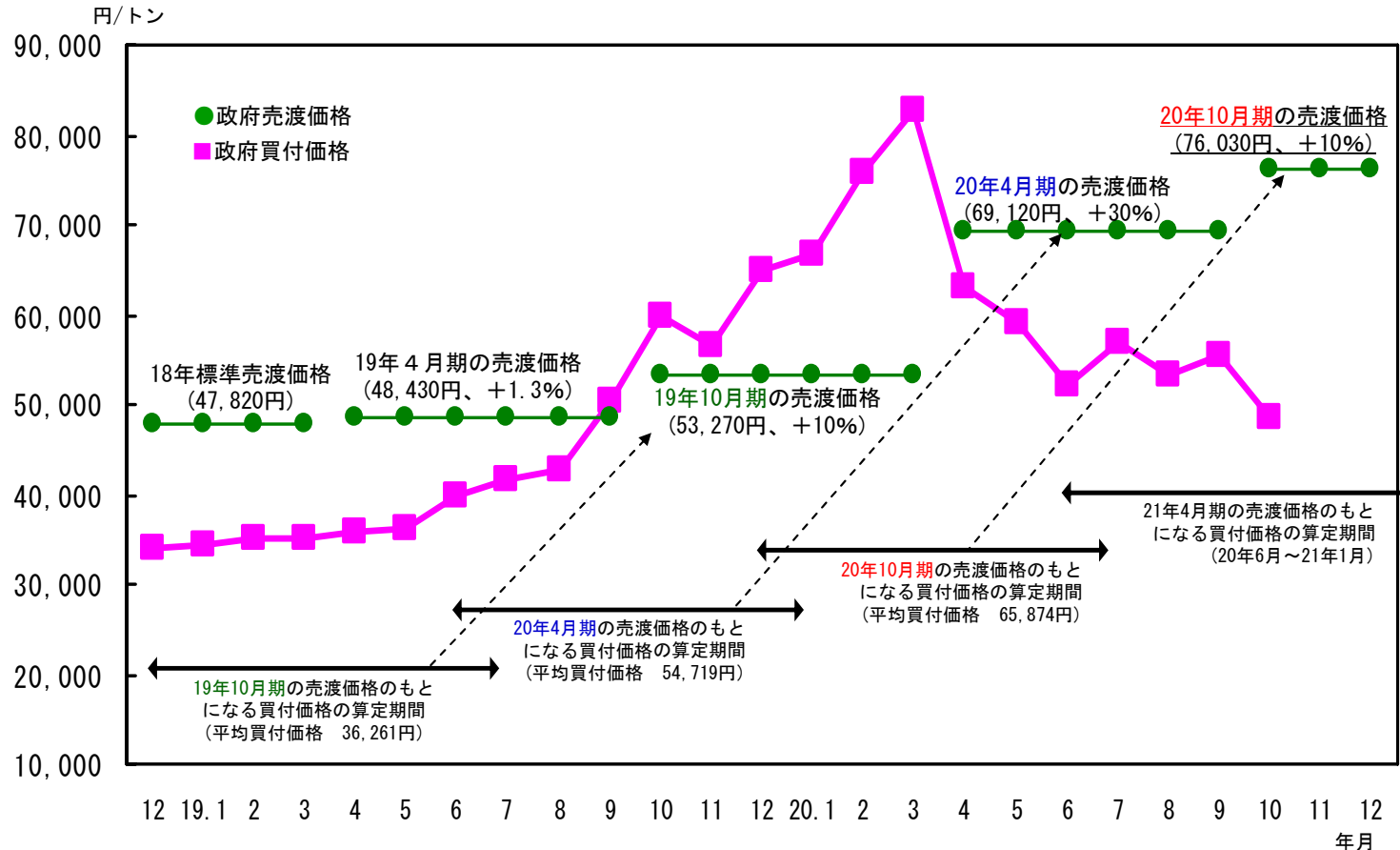
注：数量は決算ベース。

平成19年度は、別途コンテナによるSBS輸入（一般輸入では対応できない小ロットの需要に対応）が8千トンある。

10 輸入小麦の政府売渡価格について

- 輸入小麦の政府売渡制度については、食糧法の改正により、年間固定価格をやめ、19年4月から、相場連動制に移行
- 具体的には、国際相場に連動しつつ、その急激な変動の影響を緩和するため、過去8ヶ月間の平均買付価格をベースに、年2回（4、10月）価格を改定（これにより、国際相場の変動は、一定期間後、緩やかに政府売渡価格に反映）
- この算定ルールに基づき、19年10月期は10%、20年4月期は30%の引上げ。20年10月期の価格改定においては、「経済対策」を踏まえ、引上げ幅を1/2程度（23%のところ10%）に圧縮したところ

○輸入小麦の政府買付価格と政府売渡価格の推移（主要5銘柄平均）



11 物価・家計への影響(試算)

○ 麦製品の小売価格に占める原料麦代金の割合を基に、20年10月期の政府売渡価格改定の影響を機械的に試算すると、消費者物価指数については0.01%程度の上昇と見込まれる。

○20年10月期の政府売渡価格の改定が消費者物価指数に与える影響 (試算)

0.01%程度の上昇

(参考試算)

麦関連製品の小売価格に占める原料麦代金の割合

- ・小麦粉(家庭用小袋) 30%
- ・食パン 9%
- ・ゆでうどん 9%
- ・即席中華めん 2%
- ・かけうどん(外食) 1%

(注) 数値は、東京都区部の小売価格(20年7月、総務省「小売物価統計」)に占める割合(試算値)である。

○家計に占める小麦粉関係支出

(単位:円/世帯)

	年間 (19年)	1ヵ月平均 (20年1~6月)
消費支出	3,573,382	296,499
食料	901,601	71,762
小麦粉関係支出計	73,581	6,279
パン	27,096	2,391
めん類	16,414	1,381
小麦粉	601	61
菓子類(ビスケット等)	11,403	940
調理食品(調理パン)	3,553	303
外食(うどん等)	14,514	1,203

27円程度
増加の
見込み

資料: 総務省「家計調査」(二人以上世帯)

- 10月30日に決定された「生活対策」において、輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等の見直しが盛り込まれたところ。

「生活対策」(抜粋)

第2章 具体的施策

<第1の重点分野>生活者の暮らしの安心

景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として総額2兆円を限度として生活支援定額給付金(仮称)を実施するとともに、非正規労働者や中小企業・地域を中心に60万人分の雇用下支え強化を行う。また、消費者政策を抜本的に強化するとともに、介護人材等の10万人増強、出産・子育て支援や障害者・医療・年金対策の推進など、国民の生活の安全・安心を確保するための取組を推進する。

1. 家計緊急支援対策

◇輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等については、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにする方向で早急に見直しを行う。

<具体的施策>

- 輸入小麦の政府売渡価格の改定ルール等の早急な見直し